

平成14年(ワ)第22416号 謝罪広告等請求事件

原告 大草一男 外1名

被告 佛報恩社 外4名

陳 述 書

平成17年2月22日

東京地方裁判所

第41民事部合議1係 御 中

東京都豊島区

北 林 芳



(略語)

福田政→証人福田

原告妙観講→妙観講

原告大草一男→大草

訴外 X → X

訴外小川只道→小川

被告渡邊茂夫→渡邊

①東京地裁平成9年(ワ)第12606号(原告X・被告日蓮正宗、小川只道、大草一男、渡邊茂夫、(株)帝国リサーチ)

②東京地裁平成10年(ワ)第20011号(原告X・被告大石寺、埋境坊)

③東京地裁平成11年(ワ)第29115号(原告X・被告阿部日顕)

④東京高裁平成14年(ホ)第771号〔控訴人 X ・被控訴人日蓮正宗外7名〕

→ X 裁判

東京地裁平成11年(ワ)28206号→〔原告 Y ・被告大石寺、阿部日顕、小川只道、大草一男、佛帝国リサーチ〕、東京高裁平成15年(ホ)第

3253号〔控訴人 Y ・被控訴人大石寺外4名〕→ Y

訴外辻栄三郎→辻

### <目 次>

第1	証人福田と妙観講が「交渉」をしていた事実.....	4
1	証人福田は妙観講との「交渉」を証言した.....	4
2	「交渉」という言葉の意味するもの.....	6
第2	佛帝国リサーチと渡邊および妙観講との「交渉」の時期を、それぞれ「A期」「B期」に分け、定義する.....	11
1	「A期」「B期」の定義.....	11
2	検証の手順.....	12
第3	B1期(伏在期 平成4年2月末～平成7年夏まで).....	13
1	「B1期」における主な出来事.....	13
第4	B2期(隠蔽工作期 平成7年秋～平成9年5月まで).....	17
1	証人福田が日蓮正宗の準機関紙「慧妙」の取材に応えたのは、共謀して事件を隠蔽するため.....	17
第5	B3期(訴訟対策期 平成9年6月～現在まで).....	24
1	証人福田と妙観講の「交渉」継続によって、どのような変遷があったか.....	24
2	「交渉」継続の結果、証人福田が隠そうとした事実.....	39
3	本件裁判は電話盗聴事件の湮滅行為そのもの.....	40
4	証人福田と妙観講が裁判にあたって事前打ち合せをし、証人福田が渡邊の活	

動停止処分について知り得たという事実.....	41
5 証人福田が渡邊が真の資金提供者より金を「くすねる」と考えていた事実と証言の変遷.....	44
6 証人福田が妙観講と同調して、渡邊に対する人格攻撃をなした事実.....	46
7 証人福田と妙観講が「交渉」したことによって作出されたと思われる証拠.....	47
8 佛帝国リサーチの X 裁判への対応をみれば、電話盗聴の共謀者が浮かび上がる.....	50
9 渡邊に対する日蓮正宗の信徒除名処分の過程をみれば、日蓮正宗が一連の電話盗聴を了知していることがうかがえる.....	58
10 自らの講中より、高僧に対する電話盗聴犯を出しながら、日蓮正宗において「大講頭」に叙せられた大草と、妙観講の指導教師でありながら責任を問われなかった小川.....	62

## 第1 証人福田と妙親講が「交渉」をしていた事実

### 1 証人福田は妙親講との「交渉」を証言した

- (1) 私は X 裁判、Y 裁判の資料を精査し、驚きと共に落胆せざるを得ない次第である。誠に恐懼の極みながら、X 側も Y 側も最重要の事実を指摘せず、そのため裁判所は最も重大な事実を見落としのまま、判決を下しているのである。
- (2) さて、その驚嘆すべき事実を指摘する前に、両裁判において電話盗聴を実行した犯人と認定されたのは、隼帝国リサーチ（代表取締役・福田恵美子、ただし平成8年6月1日解散を登記 乙ホ35の2）であることを確認しておきたい。その事実は、書証、物証等によって揺るぎがない。しかし、隼帝国リサーチの元従業員として証人福田は、電話盗聴の事実を一貫して否認し続けている。
- (3) その証人福田が平成11年7月15日に行われた X 裁判の証拠調べにおいて、大草代理人の質問に答える中で極めて重要な証言を行っている。

【乙ハ16・「X 裁判証人福田尋問調書」85頁】

「例えば妙親講の本部へ行かれたことはありますか。

分かりません。

そうすると、妙親講とそういう形での交渉をしたことは一切ないですね。

いや、現在はございます。

現在じゃなくて、要するに渡辺さんとの関係がずっと続いている間。

ございません。

この証人福田の証言によれば、隼帝国リサーチは X 宅電話盗聴が実行された平成3年当時は、妙親講とは「交渉」がなかったが、渡邊との「関係」が切れた後は「交渉」があると言っているのである。

- (4) ところが、X 裁判のみならず、Y 裁判においても、まったく不思議なことに、原告側がこの証人福田と被告大草との「交渉」の事実を指摘する

ことなく審理が進んでいる。

- (5) 他方、電話を盗聴された被害者である宣徳寺と同宗派（日蓮正宗）であるにもかかわらず、妙観講ならびに大草は、証人福田が妙観講と「交渉」をしていると証言した事後も、その事実を否認する陳述書や書面をいずれの裁判においても提出していない。

本来であるならば、一信徒団体に過ぎない妙観講や、信徒として一講中を統率する立場に過ぎない大草が、日蓮正宗渉外部長という宗門の役僧である訴外秋元広学が住職をしている宣徳寺の電話盗聴犯と「交渉」をすることなど、決して許されるはずもないことである。

- (6) ここで注意を喚起したいのは、この「交渉」事実を述べた証人福田の証言が、X を原告として日蓮正宗、大石寺、小川などを被告とした X 裁判においてなされたということである。裁判の進行において辯帝国リサーチ側の証人福田がどう言おうとも、数々の書証類及び電話盗聴テープの物証によって、辯帝国リサーチが電話盗聴を実行したことは、大草を除く他の被告においては明らかにその心証を得ていたはずである。本来であるならば、日蓮正宗に所属し理境坊住職である小川の指導下にある妙観講が、電話盗聴犯である辯帝国リサーチ側と交渉をしていたとの証言は、決して黙過できるものではない。妙観講が電話盗聴を実行したことが誰の目にも明らかな辯帝国リサーチと「交渉」をもっていると言ったことは、当然、裁判の過程において大草は反論ないし証人福田に釈明を求めるべき内容である。ましてや大草を除く日蓮正宗、大石寺、小川などの相被告が決してこの「交渉」事実を吐露した福田証言を見過ごすことは、訴訟対応上、決してありえないことである。しかしながらこの誰が見ても不可思議な黙過が、X 裁判、Y 裁判で行われてきたことは、極めて重大なことと言わなければならない。言を加えれば、大草代理人が「交渉」の経過を知っていて尋問を展開していたが、それと同様の心理状態が相被告にあり、かつその証言ののちにおいても、それを

目立たぬように黙過することが最善の方策であると認識する事実経過があったと見るべきである。

(7) すなわち、一連の電話盗聴事件は日蓮正宗管長・阿部日顕、小川などの教唆によってなされたからこそ、証人福田の証言を無視していたと推認することができる。だからこそ、証人福田が妙観講の「交渉」を裁判において証言したのちにおいても、大草が安閑としていることができるのである。

## 2 「交渉」という言葉の意味するもの

(1) では、大草代理人が X 裁判で述べた「交渉」とは、いかなることを指すのであろうか。少々煩瑣になるが、大草代理人が用いている「交渉」の意味内容を点検し、大草代理人が発する「交渉」という言葉を証人福田がどのように理解しているかということを吟味するために、先の「交渉」という言葉をめぐって交わされた、大草代理人と証人福田との間のやりとりを見て行きたい。

【乙ハ16・「X 裁判証人福田尋問調書」83～87頁 ママ筆者】

福田さんは、大草氏と初めてお会いしたのは、平成二年の九月ごろというお話、これはそのとおりですか。

はい、大体そのころだったと思います。

その九月ごろというのは、さっきちょっと出ました、妙観講本部の盗聴にかかわることで、現地にあなたが行かれたときに、大草氏とお会いしたと、そういう意味ですか。

はい。

それ以前にはお会いしたことはありませんか。

いや、ちょっと覚えてません。

渡辺さんの準備書面では、それ以前にもお会いしているような形の文章が出ていますけれど、そういうことはありませんか、あなた自身は。

僕はないと思います。

そうすると、この平成二年の九月ごろが初めてという。

はい。

このときに名刺を交換したということをおっしゃっていますが。

ええ、そのときに名刺を差し上げたと思います。

それから、実際にこの渡辺さんとの接触が中心だったと思うんですけど、渡辺さんのさっきのお話ですと、何か背景があるような感じのお話もあるんですけど、あなた自身は、渡辺さんと話している間に、そういうことは勘づかれたんですか、それとも実際に背景があるというふうにお考えになったんですか。

私は職業柄、非常に好奇心がおうせいな人間ですけども、事依頼に関してはせんさくしないという習性を持っていますから。

そうすると、渡辺氏と交渉しているときには、背景とかそういうことを関係なしに、渡辺個人であるということでお話をしているわけですね。

はい。

実際に大草とかかかわっている妙観講と、あなたが接触したことがありますか。

それは、接触と言いますと、どういう。

平成二年の九月以前はないですね。

はい。

以後もありませんか。

以後はあの――。

例えば妙観講の本部へ行かれたことはありますか。

分かりません。

そうすると、妙観講とそういう形での交渉をしたことは一切ないですね。

いや、現在はございます。

現在じゃなくて、要するに渡辺さんとの関係がずっと続いている間。

ございません。

もちろんそうすると、大草氏とも直接に話し合ったり、盗聴事件というか、いろ

いろな事件にかかわりのことない（原文ママ）話合いをしたことはないですか。

ありません。

平成三年の時点で、渡辺氏はその妙親講から処分を受けているんですけど、こういうことは聞いたことありますか。

後日になって聞きました。

その当時はそういうことは。

聞いた記憶はありません。

本人からもだれからも聞いたことはない。

はい。

そうすると、ずっと渡辺は個人としての交渉だけであって、その背景でどういうことかあったかというようなことは、あんまり知識はなかったわけですね。

はい。

ないままずっと続けていた。

はい。

さっきの顧問契約のことも問題になるんですけど、顧問契約をしたのも、これは渡辺氏と何か喫茶店で話し合っ、そこで署名したということと言われてますが、そのときに何かそういう関係のことは話はなかったんですか、渡辺から。

いいえ、ありません。

いやこれは実は私なんだけれど、背景があるんだとか。

いいえ、そんなことはありません。

そういうことは一切なかった。

はい。

そうすると、全くその時点でも、顧問契約は、渡辺とするんだというふうに理解していたわけですね。

はい。

これは、要するにそれよりも以前に渡辺といろいろな交渉があったから、そこで、

この辺で顧問契約をしてくれと、あなたのほうから申し出たわけですね。

はい。

そしてそこで契約された。

はい。

で、いろいろな調査した結果の費用等の請求は、もちろん渡邊氏にしたわけですね。

はい。

そして支払も渡邊からあったということですね。

はい。

(2) 渡邊を相手に行ったと証人福田がいう「交渉」と、渡邊との「関係」が切れた後において、証人福田が妙観講を相手に行った「交渉」は同義であり、仕事の依頼や金銭の授受を伴うものであると言える。よって X 裁判の進行中に証人福田と大草が「交渉」をもっていたという事実は決して看過できない。

大草代理人と証人福田との間では、「交渉」という言葉は、共通認識の中で明らかに用いられており、証人福田が証言において妙観講との「交渉」について「現在はございます」と述べたのは、錯誤では決してありえない。大草代理人も証人福田と妙観講の「現在」における「交渉」を認識しており、「現在じゃなくて、要するに渡邊さんとの関係がずっと続いている間」と尋問を展開している。その違和感の感じられない尋問の流れから判断して、大草代理人も、証人福田と渡邊の「関係」が切れた後に、妙観講との関係があることを知っているものと判断されるのである。

(3) X 裁判が平成9年6月に提訴された。しかしその前に証人福田は日蓮正宗準機関紙である「慧妙」(平成8年2月1日付、同月16日付・乙ハ19、20)のインタビューに応じている。この行為は、關帝國リサーチが電話盗聴犯であると X 裁判、Y 裁判において認定された今現在、「交渉」によって、

佛帝国リサーチと妙観講が共同して電話盗聴の隠滅を謀ったと見るべきである。もし仮に日蓮正宗や妙観講、あるいは大草が電話盗聴に全く無関係であるならば、佛帝国リサーチの者と接触することすらありえないことである。下手なインタビューを試みるよりは、明確な否定をなし、日蓮正宗関係者の電話盗聴関与報道をなす「勝ち関」、「地涌」などに対して法的措置をとるのが当然の対応である。ところが大草は証人福田にわざわざ電話をしいインタビューを申し込んだというのだから（乙未21「X 裁判第17回口頭弁論大草本人尋問調書」25、26頁）、語るに落ちるとはこのことである。刑事、民事にわたる法的措置をもって日蓮正宗に敵対する報道をなす者らを徹底殲滅できた好機に、妙観講及び大草が「慧妙」に電話盗聴犯である証人福田を登場させ、電話盗聴の真相が暴露される事態を乗り切ろうとしたことは、平成8年2月当時においても「交渉」というものが続いていたことを示唆するものである。

- (4) X (電話盗聴平成3年5月10日から17日、尾行同月5月10日から12日)、  
X (X 宅電話盗聴第1回目平成3年11月12日、13日、16日、同月25日から27日、30日・X 元妻宅同年12月2日、9日・X 元妻尾行同年11月14日・X 宅電話盗聴第2回目平成3年12月10日から16日、同月17日から30日・X 張込・尾行平成3年12月10日、11日、16日、24日、27日)、宣徳寺(平成3年11月2日、3日、6日から10日、12日から16日、同月18日から21日)に対する電話盗聴等を佛帝国リサーチがおこなったことは X 裁判、Y 裁判において確定したことである。

果たして真の電話盗聴依頼者は、この電話盗聴犯との関係を、刑事事件として立件可能な時効前に断ち切ることができなかったと見るべきであろう。「交渉」は電話盗聴犯である証人福田と妙観講との間においてその後も続いており、はしなくも X 裁判において証人福田はそれらの潜在的な関係を吐露し、相被告一同それを固唾を呑んで見守り、だんまりを決め込み、原告側の追及の火の手が「交渉」の内容に及ばないようにただ黙過していたと見るの

が妥当であろう。

## 第2 ㈱帝国リサーチと渡邊および妙親講との「交渉」の時期を、それぞれ「A期」「B期」に分け、定義する

### 1 「A期」「B期」の定義

(1) 「A期」は証人福田が渡邊と「交渉」した時期、「B期」は証人福田が大草および妙親講と「交渉」した時期と定義する。

しかし、これはあくまでも大草代理人の尋問と証人福田の証言に基づいて定めるものである。すなわち、X 宅電話盗聴が実行された平成3年当時は、妙親講とは「交渉」がなかったけれども、渡邊との「関係」が切れた後は、妙親講と「交渉」があると述べた X 裁判における証人福田の証言に則って定めたもので、決して大草代理人や証人福田の証言を是認するものではない。

ただし、㈱帝国リサーチや証人福田と、妙親講の渡邊や大草との関係性の本質を見究めやすくするために、大草代理人と証人福田の「交渉」との表現に則って、その「交渉」時期を、交渉相手の変化にしたがって、渡邊との交渉時期を「A期」、大草および妙親講との交渉時期を「B期」と定義するものである。

(2) 「A期」を更に3つの期間に分け、以下のように定義する。

- ① A1期。渡邊が㈱帝国リサーチに初めて調査を依頼した昭和61年頃（渡邊は昭和60年頃を主張）から、平成元年前半の顕正会との抗争を展開している時期までとする。この時期に㈱帝国リサーチは、顕正会幹部宅の電話盗聴を行っているのである。
- ② A2期。3回にわたる妙親講本部電話盗聴器発見調査が行われた、平成元年6月から平成2年12月末までの期間。
- ③ A3期。平成3年1月から同年夏までとする。この時期に Y 宅電話盗聴が㈱帝国リサーチによって実行された。
- ④ A4期。平成3年秋から、平成4年2月25日、362万円が帝国リサ

一斉の銀行口座に渡邊名義で最後に振り込まれるまで。この日、渡邊は妙親講から除名処分を受けた。

この「A4期」に、X 宅や宣徳寺に対して電話盗聴が実行され、電話盗聴未遂事件だとか大石寺電話盗聴器発見調査だとか当事者間に争いのある「妙泉坊の件」が行われた。

(3) 「B期」とは、渡邊との関係が切れた後に、妙親講が憐帝国リサーチとの直接「交渉」を行った時期とする。ただし、これは最初に注記したように、あくまでも大草代理人と証人福田の「交渉」との表現に則って、定義したものである。このB期を3つの期間に分ける。

① B1期。憐帝国リサーチと渡邊の「交渉」が平成4年2月末にとだえた後は、元来の資金源であった妙親講が何らかの「交渉」を憐帝国リサーチと行っていると思われるが、この「交渉」については、平成7年秋からの「勝ち鬨」による本件電話盗聴事件の報道までは表面化していないので、これを「潜伏期」とする。

② B2期。平成7年秋以降の「勝ち鬨」や、平成8年1月から2月にかけての「地涌」によって一連の電話盗聴の暴露が行われ、妙親講を主体として発行されている日蓮正宗の準機関紙「慧妙」のインタビューに福田が応えて一連の電話盗聴事件の隠蔽を謀り、同年6月に憐帝国リサーチを清算するまでの期間。いわばこの時期は、「隠蔽工作期」である。

③ B3期。平成9年6月に X を原告とし、憐帝国リサーチ、渡邊、大草、小川、日蓮正宗を被告として X 宅電話盗聴に関する損害賠償請求訴訟が提訴された以降、現在に至るまで。この期間は「訴訟対策期」とすることができる。この時期には、Y を原告とする電話盗聴に関する損害賠償請求訴訟や本件訴訟が提起されている。

## 2 検証の手順

「A期」に先立ち、「B期」を検証したい。

したがって以下、B1→B2→B3、そしてA1→A2→A3→A4の順に  
検証を行うことにする。

### 第3 B1期（伏在期 平成4年2月末～平成7年夏まで）

#### 1 「B1期」における主な出来事

(1) 平成4年3月1日、大石寺を警備する会社である株式会社清昌（乙ホ36）  
を設立するにあたり大草は、關帝國リサーチの調査員であった辻に、被告渡  
邊と共に会っている。そのことは、渡邊の「陳述書」（乙ホ14）を批判する  
大草の「陳述書」（乙ホ42）によって確認することができる。

この大草の「陳述書」を見れば、辻と渡邊の人間関係の方が、辻と大草と  
の関係よりも深かったことは確かである。

【乙ホ42「大草陳述書」133頁】

「被告大草氏から電話がありました。

〈辻と会いたい。連絡をとってくれ〉

ということでした。被告大草氏は、私の機嫌をとるためか、

〈お父さんの具合、どうだ？ ご秘符（日蓮正宗で病氣平癒のために特別に与えら  
れる服用物）、をいただけるよう、現下に願い出てやろうか〉

などと父親の病状を心配しているようなふうを装っていました。被告大草氏は、  
辻氏と会うことについて、

〈お前は来なくてもいいけどよ〉

と私が同席する必要がないように言いましたが、私は、

〈いや、行きます〉

と伝えました」（以上は、「大草陳述書」において、「渡邊陳述書」〔乙ホ14〕

209～210頁・要旨を引用したもの一筆者註）

私が、辻氏の連絡先を知る被告渡邊に、仕方なく電話をしたことは事実ですが、  
被告渡邊の父親に関するやり取りは事実無根です。

(2)

- ① Y 裁判において渡邊より入手したものとして Y 側より提出された辻直筆の理境坊住職（小川）宛書面（乙ハ15）には次のように書かれている。

理境坊住職様

渡辺茂夫氏と協議の結果、以下の結論に達しましたので申し上げます。

1. 当事者を御住職、渡辺氏、私の三者とする。
2. 私と妙親講の関係を白紙に戻す。
3. 報酬については月額40～60万円の範囲で決定する。
4. 私の立場として理境坊専任ではなく、他の仕事（企業調査）をあわせて営業する事を認める。

以上四点について御承認をお願い致します。

（平成四年四月二十九日）

辻栄三郎 印

- ② この書面は非常に注目すべき内容を含んでいる。すなわち理境坊住職である小川と渡邊と辻の三名が、契約をなそうとしていること、辻が妙親講との関係を切ること、報酬が月額40万から60万円であること、「理境坊専任」ではなく兼業を認めてほしい旨を、辻自らが小川に書面で述べているのである。

ここではっきりすることは、この当時、大草を外して、辻が渡邊を通して、理境坊住職である小川直属で仕事をしたいという意思を明確に示していることである。

- ③ 辻は、X 裁判において朝帝国リサーチではなく大草側より「陳述書」（乙ホ19）を提出し、その中において以下のとおり、前記理境坊住職宛の書面（乙ハ15）について作成した記憶がないなどと説明をしている。

【乙ホ19「辻陳述書」10頁】

この文書は私の筆跡で書かれているので、偽造ではありませんが、私自身、こ

のような文章を考えて作った記憶はほとんどありません。

ところが記憶もないとしながら辻は、以下のとおり、各項目について文意をすり替える記述をしている。

【同10頁】

まず第2項は、この時期に、私が大草氏および妙親講に協力して行った善債立ち上げの仕事が完了したことを裏付けており、第3項は、今後、もし仕事が増えるのなら、報酬はこのくらいでという希望を書き添えており、第4項は、私自身、すでに他の仕事も抱えている最中だったことを踏まえて、あくまでもアルバイト的なら、という趣旨で書いてあります。

この辻の「陳述書」が大草側より出されたことは、注目に値する。先に電話盗聴犯でありながら証人として裁判に登場した証人福田との関係を指摘したが、同じく電話盗聴を行った隣帝国リサーチの従業員の「陳述書」が大草側から出されたのである。しかもこの「陳述書」は理境坊住職宛の辻作成の書面（乙ハ15）の持つ意味合いを砕く目的であった。

- ④ この辻作成の書面（乙ハ15）の存在は、以下のような小川と渡邊の関係性を切ろうとする大草の陳述を覆すものである。大草が、この辻作成の書面（乙ハ15）の内容と反する陳述をするのは、電話盗聴の教唆が小川から渡邊に行われたという、命令系統を切断する目的の故である。

【乙ホ41「大草陳述書」60頁】

このような、まどろっこしい形の打ち合わせになったのは、渡邊はこの時期（註平成3年当時）、活動停止処分中とはいえ、まだ講の一員でしたから、直接、小川尊師との接点を持っていなかったためです。

【同61頁】

被告渡邊も、講から除名処分になる前は、直接、小川尊師との接点を持つことがなく、接点は、せいぜい、御講の時に廊下で立ち話で挨拶する程度でした。

それ故、被告渡邊と小川尊師とが事前に直接の打ち合わせをするなど、まった

くありえないことだったのであります。

しかるに被告渡辺は「陳述書」(乙八第一号証)の中で、昭和六三年から平成三年末にかけて、頻繁に小川尊師と二人だけで面談して、盗聴工作の相談をした、と言い、あまつさえ、大石寺内の盗聴器探査を行なったことを、じつは小川尊師と綿密に相談した上での妙泉坊への盗聴未遂だった、などと言っています。

しかし、そもそもが、被告渡辺と小川尊師との二人だけの相談などということがあり得ないのでから、被告渡辺の言っていることは全くの虚構であります。

- ⑤ この辻作成の書面(乙八15)の存在は、原告大草のみならず、小川の  
X 裁判における以下の記述が虚偽であることも示している。

【乙ホ16・小川陳述書22頁】

こうして渡邊氏は、理境坊直属信徒になりましたので、平成4年3月16日に亡くなった父親の葬儀の折からと記憶しておりますが、時々、電話を架けてくるようになりました。しかし、実際に渡邊氏が理境坊に来て、私と直接会って話した事は、2回くらいだったと記憶しております。

- ⑥ この書面(乙八15)を、辻はいかなる心境で書いたのかを考えれば、真実がよく見えてくるのである。

この書面をみれば、辻が渡邊を通して理境坊住職の小川と契約をなそうとしていることは確かである。では、辻はどのようにして渡邊をそこまで信用したのであろうか。さらには、渡邊を通して小川に話ができるとどうして考えたのであろうか。

それは、辻が小川と渡邊との人間関係を間近に見ているからである。

この三人が会ったのは、平成3年11月に行われたとされる「妙泉坊の件」で、渡邊と辻が二人で大石寺を訪れ小川に会った時である。この時に小川と渡邊のやり取りを見て両者の親しさを確認していたがゆえに、辻は平成4年4月にこの書面(乙八16)を書いたと言うことができるのである。

削除

第4 B2期（隠蔽工作期 平成7年秋～平成9年5月まで）

1 証人福田が日蓮正宗の準機関紙「慧妙」の取材に応えたのは、共謀して事件を隠蔽するため

(1) 平成7年暮れから平成8年初頭にかけて、「勝ち岡」や「地涌」によって一連の電話盗聴事件（既遂、未遂）の事実が暴露された時の対応についての証人福田の証言も、極めて不自然なものである。証人福田は平成8年2月に、大草らが編集に深く携わり、小川が監修を行う「慧妙」編集部のインタビューに応じている。そのインタビュー記事は「慧妙」（平成8年2月1日、同月16日付、乙ハ19、20）に掲載された。

① 証人福田は、「慧妙」の取材について、X 裁判において次のように述べている。

【乙ハ16・「X 裁判証人福田尋問証書」64～68頁】

これは「慧妙」という新聞の拡大コピーで、冒頭のところにあるように、『調査会社のT社社長に緊急インタビュー』と書いてあるんですが、このインタビュー記事は、あなたのインタビュー記事ですか。

ええ、インタビューを受けた記憶はあります。

この記事読みましたか。

いいえ、申し訳ない、読んでないです。

この中には、あなたの会社が行った調査の内容が暴露されている記事なんですよ。

そうですか。

あなた調査の内容を、この「慧妙」の記者にしゃべったことがあるわけでしょう。

喫茶店で取材を受けたんですけども、私が何を話したかというのは、かくとして覚えてません。

取材内容については、一言もしゃべってないんですか。

いえいえ、もちろんいろんな話をしましたから。

調査内容についてもしゃべった。

そうですね、調査内容についても話をしたかも知れません。

あなたの調査の依頼者はこの『慧妙』ですか。渡辺さんの件に関する調査の内容が、ここに語られているんですよ。

そうですか。

あなたは渡辺さんから依頼された調査の内容を、『慧妙』の記者にしゃべったことないですか。

いいえ、何か私のところで違法調査かのように、創価学会で出しているアングラ的なもので、いろいろ書かれていると、それについて反論をしませんかということ。

そのあなたの反論が載っているんですよ、ここに。

ああ、そうですか。

あなたは、それに対する反論を『慧妙』の記者にしゃべったんでしょう。

はい、いろんなことを話しましたから。

あなたは、調査業者でしょう。

はい。

調査業者が依頼者の許可を得ないで、調査の内容をしゃべるということはあるんですか。

依頼人を特定して、依頼人からこういう調査を依頼されたうんぬんという話はしてないと思います。

たしかに、あなたはこの記事の中で、渡辺さんから依頼されましたとは書いてないんですよ。だけれども、甲第二五号証の一の二の四の四の四の四の上から六段目の最初から六行目辺りに、『これらの調査を依頼してきた人間ですか？ もちろん大草さんではありませんよ、全くの別人です。依頼の方法？ それは依頼者が直接、当社に来て、依頼して行きました。だから、私だけではなく、うちの事務所の人間は皆、その男に会っていますよ。』と書いていますね。これは渡辺さんのことでしょう。

そうですね。

この記事の中には、別の部分には、ちょっと細かくして聞きませんが、Wの男なんていう言い方もされているんですよね。そうすると、読む人が読んだら渡迎だつて分かつちゃうような場合もありうるんじゃないですか。

それは、そちらさまで御想像してください。

②【同76～78頁】

あなたは、『慧妙』というこの新聞の記者に対して、インタビューに答えたことだけは確かでしょう。

はい、覚えています。

『慧妙』というのは、どういう新聞だか知っていますか。

分かりません。

調査の内容を、全然内容も分からない新聞にしゃべったりするんですか。

いや、どのような新聞というのは――。

じゃあ、これはどこが発行しているかは知っていますか。

知りません。

それも知らずにあなたは、インタビューに答えた。

はい。

この記事が発表されたあと、秋元広学さんから抗議ありませんでしたか。

いいえ、全然そういう記憶はありませんです。

宣徳寺の張り込み調査を行ったという記事が載っているんですよ。張り込み調査をやられたほうの寺の住職である、秋元広学さんから抗議はなかったですか。

ありませんでしたね、私の記憶の範囲では。

じゃあ、あったかも知れない。

いや、あったとすれば、私の耳に入っていると思いますから、まあなかった

たと言えるでしょうからね。

記者からインタビューの申込みを受ける前に、だれか日蓮正宗の関係者か、若し

くは大草さんから事前の連絡はありませんでしたか。

ちょっと記憶にありませんですね。

覚えてない。

はい。

この『慧妙』の記者は、あなたが宣徳寺の張り込み調査をしたと、そういうことを記者に話したのを聞いて特にびっくりしてたり、驚いたり、あなたを非難したようなことはなかったですか。

いや、ちょっと記憶しておりません、私もこのときは、依頼人の渡辺さんが何か僕を裏切ったのかなという感覚でしたので、簡単にインタビューも受けたんですけども、よく覚えてないんです。

③【同108頁 ママ筆者】

先ほど田中弁護士から『慧妙』という新聞を示されたと思いますが。

甲第二五号証の一の一を示す

左上の部分を示します。『慧妙は、邪法邪義を破折し、日蓮正宗を敵視する破邪牽制（原文ママ）の新聞として、総本山67世御法主日蓮上人猥下より命名を賜りました。題字も日蓮上人猥下の揮毫です』こういう記載がありますね。要するに私が言いたいのは、これは日蓮正宗側の新聞であるというふうに私は理解するんだけど、あなたはインタビューを受けるときに、日蓮正宗側の新聞であるという認識はあったんですか、なかったんですか。

ありませんでした。

なかった。

私は宗教に関しては全くの無関心ですから。

④ 証人福田は「慧妙」について、Y 裁判においては次のように述べている。

【乙ホ61「Y 裁判証人福田尋問調書」8～10頁】

甲第43号証の1を示す

あなたがこの慧妙の記事についてインタビューを受けるに当たって、妙観講の大草さんから電話で連絡が来てますね。

どなたから連絡を頂いたのか、はっきり今覚えてませんが、若い人と会ったような記憶があります。

いや。先ず最初に電話で、インタビューに応じていただけませんかというものの連絡が来たでしょう。

そうだったでしょうかね。よく記憶にはないんです。

妙観講の大草さんは、自分が電話で連絡をした、と言ってるんです。

ああ、そうですか。

あなたはその時の会話を覚えてないんですか。

そうですね。はっきりと記憶にはしておりませんが。

慧妙という新聞は知らないですね。

知りません。

知らない新聞の記事に応じるんだから、どういった内容で電話連絡があったか、覚えてませんか。

その前の段階で、名前ははっきり覚えてませんが、いろんな新聞のアクセスが来たように記憶して居るんです。それは帝国リサーチが盗聴をやったとか、何とか、何とかというふうな記事だったと思うんです。その記事に対して意見を聞かせてくれ、というふうな内容ではなかったかなというふうに思うんですけども。

その電話連絡してきたのが大草さんかどうかははっきりしないということですか。

いや。私のはっきり覚えてないというだけで、その電話をお掛けになった方が、自分がした、と言うんだったらそうだと思いますね。

あなたはどうしてこの新聞のインタビューに応じることにしたんですか。

かなり事実と違うことがほかの新聞に書かれてたもんですから、それに対して反論をといることを思ったんだと思います。

あなたはどのような新聞だとか、またどこが発行している新聞だとかということも分からなかったわけですね。

ええ。今記憶してないということで。

当時は分かっていたんですか。

ちゃんと新聞の名前は出てましたですね。

このインタビューに応じた平成8年、その当時は、どういった新聞だとか、どこが発行している新聞だということは分かっていたんですか。

いや。その発行元がどこということにははっきりは分かりませんでしたけども、新聞の名前はその時は認識してました。

新聞の名前を知ってても、どういった新聞か分からないと、普通の人はずう簡単にインタビューに応じないと思うんですけども、あなたはどうして応じたんですか。

ですから、その内容がうちの会社の名誉を傷つけるような内容だったもの  
ですから、その反論の記事を載せてくれるんだったらというふうに考えた  
んだと思うんですけど。

その新聞の内容を見ますと、宜徳寺に行った業務内容が書かれてありますね。

はい。

この依頼者は渡邊さんですね。

そうですね。

渡邊さんから依頼された調査内容を、あなたが無関係な第三者である慧妙の記者に話をしたということですか。

先ほど申し上げましたように、前の段階でいろんな名前を聞かないような  
新聞の切り抜きがファックスしてきたものですから、それについて、とい  
うことだったので出掛けて行ったんです。

渡邊さんの承諾を得てインタビューに答えていますか。

連絡が付かなかったと思うんですね。

普通、調査会社が、調査依頼主でない第三者から、調査内容についてインタビューの要請があったときに、簡単に応じちゃうんですか。

それは時と場合でしょうけども、この場合は私は確か渡邊さんに連絡を何度もしたと思うんです。でも連絡が付かなかったんですね。

連絡が付かないと、応じてしまうんですか。

いや。連絡が付かないということと、我社のことをいろいろと悪く言いふらしてたのが渡邊さんだというふうに僕は思ったもんですから、ちょっと怒ったんですね。

そうした場合には、依頼主以外の人に対して調査内容を話してしまうということですか。

ですから時と場合によりけりですね。

守秘義務ということは念頭にはなかったですか。

いや。もちろんございますよ

(2) ところが、この「慧妙」に証人福田のインタビュー記事が掲載された直後の平成8年2月19日、帝国リサーチ代表取締役・福田恵美子の名前で、渡邊に宛てて次のような文章(乙ホ43)が送付されているのである。

先日来、発行所不明の怪文書『勝ち鬨』や『地涌』が、事実と相違する記事で、当社の営業を妨害しているが、調査の結果、貴殿が当該記事の情報元であり、一連の行為の主たる当事者であることが判明したので、強く抗議すると共に、速やかに中止することを勧告する。

もし、この勧告を無視し、更に継続した場合、民事、刑事両面で告訴し、損害賠償請求する用意のあることを通告する。

(3) 平成7年暮れから平成8年初頭にかけて、「勝ち鬨」や「地涌」によって一連の電話盗聴事件(既遂、未遂)の事実が暴露された時、弊帝国リサーチは実際の電話盗聴実行犯であるが故に、その暴露に戦慄し、これらの暴露記事に対しては急務の態勢をもってあわただしく対応したことと思われる。「民事、

刑事両面で告訴し、損害賠償請求する用意のある」と渡邊宛に書面を送付し、渡邊の事実暴態を牽制しながらも、この書面を出してから4カ月も経たない6月には、勝帝国リサーチを解散させてしまったことを見ても、「勝ち鬨」や「地涌」による暴態が勝帝国リサーチにとって、相当衝撃的な出来事であったと思われるのである。

したがって、証人福田が「慰妙」を知らないだとか、大草から電話があったかどうか記憶がないなどと言っているのは、まことに不自然なことなのである。

したがって証人福田が大草との「交渉」の中で、電話盗聴実行犯である勝帝国リサーチと、真の依頼主である妙観講や日蓮正宗との関係を断ち切る役割を担った上で法廷に臨んでいることは、容易に見抜くことができるのである。

彼らは共謀者であるがゆえに、互いに互いを疎遠であるかのように装いながら、「勝ち鬨」や「地涌」の報道、そして X、Y 両裁判に対応してきたのである。

## 第5 B3期（訴訟対策期 平成9年6月～現在まで）

### 1 証人福田と妙観講の「交渉」継続によって、どのような変遷があったか

(1) 証人福田と妙観講の「交渉」の成果は、Y 裁判において、はっきりと顕れている。

両裁判の判決において、電話盗聴を勝帝国リサーチに依頼したと認定された渡邊の背後には、真の資金提供者である何者かが存在していたことを、X 裁判の尋問において証人福田は証言した。しかし、Y 裁判においては、証人福田は一転して渡邊の背後に存在する真の資金提供者を隠すという、証言の変遷を行ったのである。それはあまりにも露骨な変遷であった。

(2) それでは、この証人福田の証言の変遷について、以下に検証していきたい。

① 証人福田は X 裁判においては、渡邊の背後に真の資金提供者である何者かがいることをうかがわせる「陳述書」(乙ニ1)を提出し、法廷におい

でもその存在を認める証言を終始一貫して述べているのである。

【乙ホ22・「福田陳述書」6頁】

渡辺は、私に盗聴の依頼をしたと言っていますが、盗聴を依頼された事実はありません。ただし、渡辺から、誰かに見せるので、盗聴を行ったような報告書とそれに見合うような請求書を作ってくれと頼まれました。当時渡辺は、金に少し困っているようであり、おそらくは調査費の中から金をくすねることも考えているのだからあと予測はつきました。しかし、私どもの依頼者はあくまで渡辺であり、相応の費用が貰えるなら別にかまわないと思ひ、それ以上詮索しませんでした。

- ② また、証人福田は、X 裁判の証人尋問においても、渡辺の背後にいる真の資金提供者の存在をうかがわせる証言を行っている。

【乙ハ16・「X 裁判証人福田尋問調書」26～29頁】

これは X 氏に対する調査報告書ですね。

はい。

手書きのもの甲第二九号証と、タイプで打ったもの甲第二八号証がありますが、これはどうして二つあるんでしょうか。

この手書きは私が書いたものです。

前後関係はどちらが先になりますか。

手書きのほうが先ですね。

その後でタイプしたものを作ったと、こういうことですか。

はい。

どうして二通あるのかということを知りたいんですが。

一度渡辺さんに検閲していただいて、こういうことでいいかなというふうにして、それで多少修正されたものがこちらの報告書ですね。

裁判長

こちらのというのはどれですか。

被告辯帝国リサーチ代理人(木皿)

甲第二九号証を作成してこれを渡辺さんに見せた。

はい。

それでいいかどうか渡辺さんに聞いた上で、甲第二八号証の調査報告書を作成した、これでよろしいですか。

はい。

この調査報告書の中に『特殊工作』という言葉が出てきます、文脈的にみると盗聴ではないか、電話の盗聴ではないかというふうに見える部分が客観的にはあるんですけども、実際にそういう調査はやったんですか、やってないんですか。

やっていません。

やってないのに『特殊工作』というふうな記載がここに載っているのは、これはどうしてでしょうか。

最初に請求書ありきなんですね。請求書の金額に見合った報告書を作らなきゃいけない。

渡辺さんのほうからそのような依頼を受けたということですか。

はい。

請求書に見合ったということで、直ちにそこから特殊工作というふうな表現が出てくるんですか、特殊工作という表現は、証人が御自身で考えたものなのか、それとも渡辺さんのほうがそういう表現を考えられたのか、これはどちらなんですか。

その辺はよく覚えていませんけれども、そういう金額にしてくれと言われて、私が料金表を見て、こういうふうにしなくちゃこういう料金にならないと判断して作ったものだと思います。

陳述書の中を拝見しますと、渡辺さんのほうが、あたかも特殊工作をやったようなそういう報告書を書いてくださいと、そういうふうにあなたに依頼したという趣旨で書かれているんですが、それは誤りなんですか。

もう昔のことなんで、よく覚えてないんですけども、そういうやりとりがあったらうとは思いますが。

その辺もはっきり覚えてないんでしょうか。

.....。

覚えてなければけっこうですけども、渡辺さんはなんでそんな報告書を書いてくれというふうに出てきたと思いますか。

それははっきり私はよく分かりませんでしたけれども、お金がほしかったんじゃないですか。

(甲第三一号証及び第三四号証を示す)

これはいずれも請求書ですね。甲第三一号証のほうにはあて名がありません、これはなぜですか。

それはあて名なしで作って、ちょっと送ってみてくれと言われて作ったんだと思います。

③【問56～57頁】

あなた、被告側帝国リサーチの代理人の質問で、請求書を出す前に、最初に金額ありきだったんだというふうにお答えになられたの、覚えてますか。

覚えてます。

最初に金額ありきというのは、具体的にはどういう意味ですか。

それは、渡辺さんが欲しい金額のことじゃないでしょうか。

渡辺が、欲しい金額。

最初に請求書ありきと、私言いましたね。金額じゃなくて。

最初に請求書ありきとお答えになられましたか。

はい。ですからその請求金額が、基本なんですね。渡辺さんの欲しい金額があって、それに調査が付随して行われて、請求書が作られたというふうにご理解ください。

その渡辺から請求されたのは、あなたが直接請求されたんですか。

渡辺さんが請求をしたというんじゃないで、渡辺さんが必要だった金額で  
しょうね。

ですから、渡辺が必要だった金額というのを、あなたが聞いたんですか、渡辺さ  
んから。

いいえ、基本的な部分は、私と渡辺さんとで話し合いましたね。  
その金額の部分ですよ。

はい。それで最後については、経理の渡辺さんということでしょうね。  
渡辺が必要だっという金額を、渡辺からあなたが聞いた。

はい。

④【同58～59頁 ママ筆者】

あなた陳述書で、だれかに見せるので、盗聴を行ったような報告書と、それに見  
合うような請求書を作ってくれと頼まれましたと、書いてありますね。

.....

『渡辺から、誰かに見せるので盗聴を行ったような報告書とそれに見合うような  
請求書を作ってくれと頼まれました。』と書いてありますね、六ページ。

まあ、これ私が口頭で弁護士に話して、弁護士が作った書類ですので、多  
少私が言わんとしたことと、弁護士の先生が受け取った解釈とは違って  
いるかも知れません。

でもあなたはこれは読まなかったんですか、裁判に来る前に。

読みました。

内容があっているかどうか弁護士の先生とお話されたでしょう。

大きく違ってないからこれでいいだろうと。

じゃあここに書いてある、『渡辺から、誰かに見せるので盗聴を行ったような報  
告書と、それに見合うような請求書を作ってくれと頼まれました。』と書いてあ  
る、これは事実なんですか、事実じゃないんですか。

私が想像したんですね、そういうふうに。

頼まれたと書いてあるんですよ。

頼まれたことは事実でございます。

じゃあ、渡辺から、だれかに見せるので盗聴を行ったような報告書と、それに見合うような報告書（原文ママ「請求書」の誤り）を作ってくれと頼まれたとは事実なんですか。

事実です。

⑤【乙ハ16「X 裁判証人渡辺尋問調書」98～99頁】

あなたの陳述書には具体的に調査費の中から金をくすねることも考えているんだろうという記述がありますね。では調査費というのはどこから出ているというふうに考えたんですか。

当初は渡辺さんの懐からと思っていました。

当初というのはいつごろですか。

この件が起こる、平成三年の終わりごろと言いますか、渡辺さんが事務所へ見えなくなってからですね。

そのころ調査費をくすねているんだというふうに考えたんですか。

それ以前ですね。

その調査費がどこから出ているかということについては、あなたは関心を持たなかったんですか。

はい。

渡辺さん自身が報酬を出しているんじゃない、ということはそのころ分かっていたわけですね。

平成そうですね、かなり後になってからですけど。

平成三年ごろには分かっていたところでしょう。

渡辺さんからいただいているときには渡辺さんだと思いましたよ。

あなたは渡辺さんが調査費をくすねるために、請求費を水増ししたものを作ってくれとあなたに要求していると陳述書に書いているんでしょう。

はい。

であれば渡邊さんの依頼を受けている段階で、資金の出し手が渡邊さん以外だということとは認識していたんじゃないんですか。

この件に関してはですね。

⑥ このように証人福田は X 裁判においては、二通の請求書や報告書が存在するのは、渡邊が誰かに見せるためであって、請求書に記載された金額は、真の支払い主のもとにいる「経理の渡邊さん」に言われて書いたものであり、渡邊自身が調査費を出しているわけではなく、渡邊はその調査費を「くすね」ようとしていたのだと証言していたのである。証人福田が渡邊の背後に真の支払い主がいると認識していたことは明らかである。

(2) それでは証人福田が平成14年11月12日に行われた Y 裁判における証人尋問において、どのように証言を変遷させたかを見ていきたい。

①【乙ホ61「Y 裁証人福田尋問調書」4～6頁】

この陳述書の6ページを見てください。4行目に、『ただし、渡邊から、誰かに見せるので、盗聴を行ったような報告書とそれに見合うような請求書を作ってくれと頼まれました。』とこうありますね。

はい。

今あなたが言われたのは、このことを指してるわけですか。

そうですね。『誰かに見せるので』と私はここでは言ってますけども、その辺は記憶にないんですが、とにかく、作ってくれ、と言われたのは確かです。

そこに、『誰かに見せるので』と明確に書かれてあるから、渡邊さんが誰かに見せるためにそのような形の請求を作ってくれ、と言われたわけでしょう。

・・・よく覚えてないんですよ。

そこに書いてあるじゃないですか。

ですから、書いてあるのであれば、これでいいんじゃないですか。

これで合ってるということですね。

.....

ということは、あなたの認識としては、渡邊が自主的な依頼者ではなくて、ほかに誰か依頼者がいたということですね。

いや。私どもの依頼人は渡邊ですよ。

そうすると渡邊は誰に請求書を見せるんですか。

それは渡邊さんの言い分ですから、私としては渡邊という人が依頼人です。

あなたとしては、ほかに依頼者がいると考えなかったんですか。

考えませんでした。

②【同6頁】

この宜徳寺の調査依頼は誰からあったんですか。

それは渡邊さんだというように記憶してますが。

妙観講の大草さんからの依頼ではなかったんですか。

違います。

渡邊さんからあったんですか。

ええ。一連の調査の依頼は、全部渡邊という人なんです。

前回の別件裁判では、あなたは宜徳寺の調査依頼を誰から受けましたか、という質問に対して、記憶にありません、と答えてるんだけど、今は渡邊さんからだという記憶があるんですか。

いえ。記憶と言いますか、一連の流れの中で、そうではないか、というふうに申し上げてるんです。

渡邊さんはあなたに、そうした調査依頼、連絡をしてきた連絡役だけだったんですか。

いや。それは僕には分かりません。

③【同23～25頁】

甲第47号証を示す

この6ページの5行目に、『当時渡邊は、金に少し困っている様子であり、おそらくは調査費の中から金をくすねることも考えているのだろうなあと予測はつききました。』とありますね。

そうですね。これはこういう意味で申し上げたんだと思います。実際にやってない調査と言うよりも、あることを頼まれて、金額を、こういうふうにしてよ、というふうに言われることが多くなったので、まあ、うっすらとそうかなというふうにしたという程度で、僕は申し上げたんです。

請求書の金額を水増ししてくれということですか。

そうですね。

その調査費は誰から出るとあなたは考えてたんですか。

いや。それも全く分かりません。

分からない。

はい。

あなたは別件の裁判で、当初は渡邊さんの懐から出てたと思う、と言う証言をしてることは覚えていますか。

はい。

ところが平成3年終わりごろと言いますか、渡邊さんが事務所に見えなくなってからは、違ったんだという認識を持ったという証言をされてるんですけども、ご記憶はありませんか。

違ったのかなというふうには考えたんですね。

それは渡邊が実際にお金を出す人間ではないと、こういう認識を持ったということですか。

そうですね。これを今読みますと、まあ、このころかなというふうにも思うんですけど。

このころ、とはいつですか。

平成3年終わりごろという意味でしょうか。

そのころに渡邊が実際に依頼者ではないと、別に依頼者がいて、その人間がお金を出しているんだということが分かったということですね。

いえ、いえ。チラッと考えたという程度なんです。

チラッと考えたって、そういうふうには考えたんでしょう。

ええ。私が勝手に考えたんですけどね。

どうしてそう考えたんですか。

そういう、ちょっと数字を変えてくれ、みたいな話がありましたんで、あれっというふうには使は思ったんですね。その程度です。ですから深い意味はありません。

裁判所に出す陳述書にそこまで書かれてあるから、その認識を確認してるだけなんですけれども、チラッと思ったことを、そこに書いたということですね。

そういうふうには思った、と書いたんですね。

チラッと思ったということは、誰が資金提供者だと思ったんですか。

そこまで詮索するつもりはありません。

そこまでは考えなかったということですか。

考えませんでした。

- ④ 以上のように証人福田は、明らかに渡邊の背後に真の資金提供者がいると認識していたことを、ひたすら隠そうとしているのである。

このように証人福田は、Y 裁判の尋問においては、渡邊の背後関係について質問されると、「よく覚えてないんですよ」(同4頁)、「私どもの依頼人は渡邊ですよ」(同)、「(ほかに依頼者がいるとは)考えませんでした」(5頁)、「それは僕には分かりません」(同6頁)、「それも全く分かりません」(24頁)、「そこまで詮索するつもりはありません」(25頁)などと、言を左右にする不真面目な供述に終始し、X 裁判の時よりも渡邊の背後関係を隠すことに腐心しているのである。

また、X 裁判において、渡邊の背後に真の盗聴依頼者がいることを供

述した事実に質問が及ぶと、「違ったのかなというふうに考えたんですね」(同24頁)、「チラッと考えたという程度なんです」(同25頁)、「深い意味はありません」(同)などと述べ、自身のX裁判における先述した供述を、懸命にぼかそうとしているのである。

- (3) しかしながら、証人福田が背後関係をいかに隠そうとも關帝国リサーチから渡邊宛の「FROM テイコクリサーチ 1992.1.22 15:11 P. 1」と記録されたファックスが存在するのであるから、渡邊の背後に「本山」があることは動かしがたい事実である。そのファックスの内容は、請求書(乙ホ2)を「本山」宛に書いたというもので、關帝国リサーチの代表取締役・塩谷恵美子(福田恵美子と同一人物)が渡邊にファックスしたものである。証人福田と妙観講・大草がいかに通謀しようとも、一連の電話盗聴事件の背後に「本山」と呼称される日蓮正宗総本山大石寺が関与していることは書証によって明白である。ちなみに以下に、そのファックス文書(乙ホ2)の内容を示す。

渡 邊 様

メモを入れずに申し訳ありませんでしたが、この件(2,354,580円)の請求書分は、本山に出すので正規の料金で請求書を作成して欲しいと事で、前回お渡し致しましたが、勿論、そちら様から頂く時は、45%引きです。差し引いた金額のものをFAXで送りますので、よろしく御願い致します。

塩 谷

- (4) 証人福田は平成2年9月に妙観講本部に自ら出向いていながら、渡邊が所属する宗教団体である日蓮正宗ならびにその信徒団体である妙観講に対する認識がなかったことを述べ、しきりに日蓮正宗並びに妙観講と自己との関係を打ち消そうと懸命になっているのである。その不自然な発言が自らの立場を不利にすることは証人福田においても充分、承知していたはずである。証人福田は、電話盗聴犯である關帝国リサーチと、日蓮正宗及び妙観講との関

係を切断するためのみに証人として出廷したことは明らかである。

①【乙ハ16「X 裁判証人福田尋問調書」37頁】

顕正会に対して行った調査についてお聞きしますが、被告側帝国リサーチ代理人の尋問で、あなたは、敵対する団体の情報を得たかっらしいと、そういうふうにお答えになったこと間違いないですね。

はい。

どこの団体と敵対する団体ですか。

それは、渡辺さんの所属する団体ではないですか。

それはどこですか。

それは分かりません。

渡辺さんはあなたの依頼者でしょう。

はい。

渡辺さんが所属していた団体知らないんですか。

知りませんでした、そのときは。

今は知っている。

今は創価学会じゃないんですか。

②【同108頁 ママ筆者】

「先ほど田中弁護士から『菘妙』という新聞を示されたと思いますが。

甲第二五号証の一の一を示す

左上の部分を示します。『<菘妙>は、邪法邪義を破折し、日蓮正宗を激護する破邪率制（原文ママ）の新聞として、総本山67世御法主日顕上人猥下より命名を賜りました。題字も日顕上人猥下の揮毫です』こういう記載がありますね。

要するに私が言いたいのは、これは日蓮正宗側の新聞であるというふうに私は理解するんだけど、あなたはインタビューを受けるときに、日蓮正宗側の新聞であるという認識はあったんですか、なかったんですか。

ありませんでした。

なかった。

私は宗教に関しては全くの無関心ですから。

③【乙ホ61 | Y 裁判証人福田尋問調書】25～28頁】

例えば大石寺もしくは大草さんだとは思いませんでしたか。

そのころは、平成2年とか3年とかのころは、大石寺が何かも知りませんでしたから。

だって、あなたの会社の辻さんが、渡邊さんと一緒に大石寺の塔中坊に盗聴検査に行ったことは分かってるわけでしょう。

それはですから今回。その時は僕は知りませんでしたよ。

今回分かったというのは、前回の別件の裁判のとき分かったということですか。

その前ですね。

その前、とはいつごろですか。

いろんな新聞がファックスされてきたころという意味でしょうか。

自分の会社の社員がどのような仕事をしていたかは、平成3年当時分からなかったということですか。

いや。大体は把握してましたけど、その細かい1件、1件について、最初から最後までということではないですね。

宣徳寺が日蓮正宗の末寺であることは分かってましたね。

いや。知りません。

知らなかった。

はい。

それすらも分からなくて、帝国リサーチでは仕事を受けたんですか。

余り関係はありませんからね。

寺に誰が出入りしてるか調べる調査なわけでしょう。

はい。

当然どういった人物か、人物の素行とか、どういった人が分からなければ、調査

にならないんじゃないですか。

いや。そんなことありませんよ。出入りの車とか人間をチェックすればいいだけですから

甲47号証の7ページの4行目に、『当時渡辺は、所属する宗教団体から活動停止処分を受けていたようであり、何か目立つことをして地位の回復を図ろうと焦っていたのではないかと思います。そこで、私に対して前記のような依頼をしてきたのかと思われます。』という記述がありますね。

はい。

所属の宗教団体というのは、どこのことを指してるんですか。

これはあくまでも予測というふうに私は断ってますね。

宗教団体とは、どの団体を指してるのか、と聞いてるんです。

それは分かりません。

宗教団体に所属してたことは知ってたと。

はい。

活動停止処分になったことも知っていたということですか。

いや。その時は知りませんでした。

これに書いてあるから聞いてるんですよ。

これを書いた時点では。

これを書いた時点でいいから、この意味を聞いてるんです。

創価学会じゃないですか。

所属する宗教団体というのは、創価学会のことですか。

じゃないんですか。

分からないから聞いてるんです。

僕はそういうふうに思ったんですけど。

妙観講じゃないんですか。

いや。全然分かりませんね。

あなたは妙観講の盗聴検査をしてるでしょう。

はい。

平成2年9月に行ってますね。

はい。

そこに渡邊さんもいましたね。

はい。

当然渡邊さんが妙観講に所属してることは分かったんじゃないですか。

関係してるなとは思いましたね。

そうすると、その所属する宗教団体というのは妙観講を指してることは分かったでしょう。

ちょっと申し上げますけども、私は本当に分からなかったんです。

④ このように証人福田は X、Y 両裁判において、依頼者渡邊の所属する宗派を認識していないと述べている。しかし渡邊の所属宗派が日蓮正宗であることを知らないという証人福田の証言が、信用に値しないものであることは明らかである。

(5) X 裁判と Y 裁判におけるこのような証人福田による証言を比較すれば、そこに歴然たる差違があることは明らかである。証人福田は電話盗聴の依頼者である渡邊の背後に何者かがいたという X 裁判での供述を変遷させ、Y 裁判においては、依頼者は渡邊であると、しきりに強調する態度に出ているのである。

これは X 裁判において大草代理人の「妙観講とそういう形での交渉をしたことは一切ないですね」との質問に対し、「いや、現在はございます」といみじくも述べた妙観講との「交渉」継続の結果であると指摘せざるを得ないのである。

なお、妙観講は理境坊の一信徒団体であるためだと思われるが、X 裁判、Y 裁判のいずれにおいても、被告にはなっていない。しかしながら、妙

親講との「交渉」継続はすなわち当時被告であった妙親講講頭・大草との「交渉」継続を意味することは、念を押すまでもないことである。

本件電話盗聴事件への関与を否定する証人福田が、X 裁判における態度を Y 裁判において変遷させる理由は、妙親講、即ち当時被告の立場にあった妙親講講頭・大草との「交渉」継続の影響であるとしか考えられないのである。

## 2 「交渉」継続の結果、証人福田が隠そうとした事実

(1) この裁判において本件電話盗聴事件への関与を一貫して否定しながら、渡邊の背後にいる人物をしきりに隠そうとする証人福田の訴訟態度は、看過できるものではない。証人福田は電話盗聴を行い、法を犯すことに何の痛痒も感じないのみならず、司法制度さえも侮り、ないがしろにしていると言える。

さらに証人福田の背後にあって、この不屈きな福田の証言の変遷を教唆する人物がいることに、私は許しがたい憤りを抱く。また、それが誰であるかということは、容易に推認できることである。

証人福田が法廷において一貫して電話盗聴への関与を否認し、さらにまた、供述の変遷をなし、裁判所の心証を損ねてまで守ろうとするものは誰か。

それは証人福田の背後におり、証人福田が一連の電話盗聴の真の依頼者であると認識している人物・団体である。その人物・団体によって利益を得ているからこそ、自らの立場を悪くしてまで、あからさまな証言の変遷を証人福田はなしたのである。

証人福田に利益をもたらしているものは、証人福田が X 裁判当時に「交渉」を継続していた妙親講以外に考えることはできない。その妙親講がいかなる宗教的信念により、何者を守ろうとしているかということも、明確に視野に入れる必要がある。

その妙親講の宗教的信念に沿う形で、証人福田は妙親講との「交渉」継続の故に、平成3年の電話盗聴事件発生当時、日蓮正宗という宗派について全

く知らなかったと強弁し、真の電話盗聴の依頼者・阿部が管長をする『日蓮正宗隠し』をすることにやっきになっている。

- (2) 日蓮正宗の末寺である宣徳寺に対し、平成3年当時に「昼でも夜でも写る特殊なカメラを持って行って設置し、張り込んだ」(乙ハ19)と、証人福田は日蓮正宗の準機関紙「慧妙」のインタビューに応じて認めている。すなわち証人福田は、まぎれもなく日蓮正宗の末寺であると知って宣徳寺に対する監視調査を行っていたと述べているのである。

また、X 裁判においても、小川と大草は、僞帝国リサーチが日蓮正宗総本山の塔中坊である「妙泉坊の件」に関与していることを認め、「妙泉坊の件」は大石寺全体と埋境坊に対する電話盗聴器発見調査のことだとしたのである。

それにもかかわらず、証人福田は日蓮正宗を認識していなかったと証言するのである。

- (3) 証人福田の“日蓮正宗隠し”は、「交渉」を続けている妙観講の意思に沿ったものと言わざるを得ない。共謀して電話盗聴を実行した者らが「交渉」の名のもとに通謀し、事件の真相を隠し、裁判に対処してきたというのが、事実なのである。

### 3 本件裁判は電話盗聴事件の湮滅行為そのもの

- (1) このように見てくるならば、妙観講及び大草を原告とする本件訴訟は、X 裁判の一審の誤判と Y 裁判の推移をみながら、電話盗聴を実行したという自己の悪事を隠蔽するために訴訟制度を悪用し、あまつさえ被告らを冤罪に陥れようと不実の濫訴を計略したものであると断ぜざるを得ないものである。

しかもこの濫訴は、原告らと電話盗聴実行犯・僞帝国リサーチの福田による数々の電話盗聴事件の湮滅行為の進行そのものであるということができるのである。すなわち、原告大草は法廷闘争を装いながら、その実は、電話

盗聴の実行行為を本件訴訟において渡邊一人に押し付け、自らの関与の事実を隠滅しようとしている。

その濫訴を可能にしたのは、妙観講・大草と通謀した証人福田の証言にあることは明らかである。

#### 4 証人福田と妙観講が裁判にあたって事前打ち合せをし、証人福田が渡邊の活動停止処分について知り得たという事実

(1) 証人福田と妙観講すなわち大草側とが X 裁判及び Y 裁判にあたって事前に打ち合わせをし、電話盗聴事件隠蔽のために通謀していることは明らかである。それは証人福田の「陳述書」及び法廷での証言によって、はっきりと確認される。

(2)

① 証人福田は平成3年の渡邊の所属する宗教団体について、法廷において、当時は知らなかったという証言を行っている。証人福田が X 裁判において提出した、平成11年4月16日付「陳述書」(乙ホ22)には、以下のように記されている。

【乙ホ22「福田陳述書」6頁】

なお、ここから先はあくまで予測にすぎませんが、当時渡邊は、所属する宗教団体から活動停止処分を受けていたようであり、何か目立つことをして地位の回復を図ろうと焦っていたのではないかと思います。そこで、私に対して前記のような依頼をしてきたのかと思われます。

② また、平成11年7月15日、X 裁判において証人福田は次のように証言している。

【乙ハ16・X 裁判証人福田尋問調書86～87頁】

平成三年の時点で、渡邊氏はその妙観講から処分を受けているんですけど、こういうことは聞いたことありますか。

後日になって聞きました。

その当時はそういうことは。

聞いた記憶はありません。

本人からもだれからも聞いたことはない。

はい。

そうすると、ずっと渡辺は個人としての交渉だけであって、その背景でどういうことかあったかというようなことは、あんまり知識はなかったわけですね。

はい。

ないままずっと続けていた。

はい。

- ⑨ また、平成14年11月12日、Y 裁判において証人福田は次のように証言している。

【乙ホ61「Y 裁証人福田尋問調書」32～33頁】

その段階では、渡邊さんは妙観講の人というか、職員というか、そういう人だということは明確に理解してたんですか。

いえ。その辺は非常に曖昧な感じで僕は受け止めてました。

曖昧というのは、どういう意味なんですか。

宗教団体と言いましょるか、そういったものの組織的なことが全く私は存じませんでしたので、妙観講というものがどういうものなのかもはっきり認識してなかったんです。

渡邊さんは妙観講でどういう立場にある人だというのを聞いたこともなかったんですか。

ありませんでした。

その職員かどうかも聞いたことなかったんですか。

はい。

名刺ももらったこともないですか。

ありません。

④ 先述した②③で示したように、証人福田は、電話盗聴が実行された平成3年当時において、渡邊が所属する宗教団体が何か、またそこでの渡邊の立場について、まったく知らなかったと証言している。しかし、その一方で「陳述書」には、「当時渡邊は、所属する宗教団体から活動停止処分を受けていたようであり、何か目立つことをして地位の回復を図ろうと焦っていたのではないかと思います」と、当時の渡邊の状況を具体的に書いているのである。

では証人福田は、平成3年に行われたと大草らが主張する渡邊の「活動停止処分」の話を、一体誰から聞いたというのであろうか。

(あ) 証人福田は渡邊と「交渉」していた「その当時」に「本人からもだれからも聞いたことはない」と述べているのであるから、妙観講との「交渉」の中で「活動停止処分」の話を聞いたと結論される。

(い) 証人福田はここで、「何か目立つことをして地位の回復を図ろうと焦っていた」と安易に書いている。しかしこのことは二つの場合に解釈できる。そしていずれの場合も、証人福田と妙観講の関係を何わせるものとなる。

○ 電話盗聴を認めていないことにおいて。

弊帝国リサーチは被告渡邊の「地位の回復」に供するものはなにもない。よって、「何か目立つことをして地位の回復を図ろうと焦っていた」とする福田の供述は妙観講と通じた上での妙観講の主張の受け売りにすぎない。

○ 電話盗聴が現に裁判で認定されている現状において。

「活動停止処分」は妙観講において渡邊が受けた処分であるからして、電話盗聴は渡邊の地位回復に役立つものだとすることを証人福田は認めていたことになる。そうすると証人福田が当時において電話盗聴の真の教唆犯が妙観講講師・大草で、渡邊の電話盗聴の依頼事実を

大草が認めていたということを知っていたということになる。

⑥ 渡邊が役職を降格され、活動停止処分になっていたという事項は、

X・Y 両裁判の各判決において、渡邊が単独で電話盗聴を帝国リサーチに依頼し実行させたとし、大草や日蓮正宗との共謀関係はなかったと裁判所が判断する際の、重要な要素となっているのである。

したがって、電話盗聴実行犯の証人福田が法廷に臨むにあたり、当時、相被告であった大草側より、判決に影響を及ぼした重要事項についての情報が、証人福田に事前に与えられ「陳述書」を書くに至ったという事実は、決して看過できるものではありえないのである。

ただし平成3年4月末頃に妙観講講師・大草より発せられた「活動停止処分」なるものが（乙ホ41「大草陳述書第1回」、30頁参照）、実際どのような実態を伴うものであったかは、同年3月と4月頃に行われた創価学会青年部幹部の Y との法論に二度、妙観講を代表して出ていることからして疑わしい。この点については、A3期において詳述する（本書 頁以下）。

## 5 証人福田が渡邊が真の資金提供者より金を「くすねる」と考えていた事実と証言の変遷

(1) 渡邊の「活動停止処分」について触れた、平成11年4月16日付の「陳述書」（乙ホ22）には、証人福田と妙観講とが裁判にあたり不利な内容、すなわち「おそらくは調査費の中から金をくすねることでもかんがえているのだろうとおもいました」（6頁）とか、事前の打ち合わせをうかがわせる内容、すなわち「所属する宗教団体から活動停止処分を受けていたようであり、何か目立つことをして地位の回復を図ろうと焦っていた」（7頁）などという記述がある。これらは渡邊の背後にある妙観講内の状況を知らなければ書けない内容である。

このために証人福田は、この陳述書について以下のように言を左右にするのである。

- ① X 裁判において証人福田は、同人作成の陳述書（乙ホ22）の作成について次のように証言している（平成11年7月15日実施）。

【乙ホ16「X 裁判証人福田尋問調書」1頁】

乙二第一号証を示す

ここに陳述書とあってあなたの名前が書いてありますね。

はい。

判こを押してませんが、この陳述書の作成ですが、これはあなたが口頭でお話しになった内容を、代理人である私が書き取ったものということでよろしいですか。

はい。

- ② 証人福田は、X 代理人からの追及に対して、以下のように証言している。

【同58頁】

まあ、これ私が口頭で弁護士に話して、弁護士が作った書類ですので、多少私が言わんとしたことと、弁護士の先生が受け取った解釈とは違っているかも知れません。

- ③ ところが証人福田は、Y 裁判においては、以下のとおり証言している（平成14年11月12日実施）。

【乙ホ61「Y 裁判証人福田尋問調書」28頁】

この陳述書は木皿弁護士が作ったものですね。

いや。私が書いたんですよ。

前回の乙イの1号証では、1ページ目に、代理人である私が書き取ったものということでもよろしいですか、と木皿弁護士が言ってるんですよ。あなたが書いたものではないでしょう。

でも基本的に私が書かなきゃ分からないんじゃないですか。

- ④ 証人福田がどのように言い逃れようとも、上記①②③のいずれからしても、「陳述書」の内容については、証人福田がすべて了知していると言え

る。

## 6 証人福田が妙親講と同調して、渡邊に対する人格攻撃をなした事実

- (1) この証人福田作成の陳述書には、着目されることがある。それは被告渡邊に対する人格攻撃が行われていることである。

### 【乙ホ22「証人福田陳述書」2頁】

この時は、上条光孝という若い男の尾行調査で、この男の自宅を確認したいというものでした。会社の調査員たちは、上条なる男があまりに若い男だったので、依頼人の渡邊を、『変な奴だ。ホモではないか。』などと噂しあっていたそうです。

### 【同4頁～6頁】

渡邊の人間性を一言で言うと、酒と女にだらしない、『エセ宗教家』であり、信用できない人物です。ある日、酒に誘ったら、若い女性を同伴してきて私に紹介し、結局一緒に会食したが、後で『あの子は離婚歴があり子供もひとりいる。』と説明した上で、自分の愛人のひとりだと告白しました。またある日の深夜のことですが、新宿歌舞伎町のラーメン屋でバッタリ渡邊と出くわしましたが、その時は、三〇歳代の落ちついた美人と一緒にいました。何でも、たった今ホテルから出てきたばかりだったそうです。あとで渡邊から聞いたところでは、その女性は信者のひとりだと言っていました。その時渡邊は、『彼女たちは自分を神様だと思っている。一声かければ簡単にものになる。』と豪語していました。私は、なるほど宗教の世界とはこのようなものかと驚くと同時に、かねてより風聞されている宗教界の大物、創価学会の池田大作氏も、この渡邊のように次々と信者を自分のものにしていったのかと感心したものです。なお、渡邊は精神的にも少し変で、私と向かい合って話すとき、どういうわけか声や体が震え、何かに怯えているような態度をとることがあり、目も落ちつかない素振りを見せます。私の経験では、虚言癖のある人物に多く見られる特徴です。

- (2) 上記「(1)」で引用した渡邊への人格攻撃の中には、

かねてより風聞されている宗教界の大物、創価学会の池田大作氏も、この渡邊の

ように次々と信者を自分のものにしていったのかと感心したものです

という記述もあるが、証人福田は、X 裁判において、X 代理人の質問に答えて、

【乙ハ16「X 裁判証人福田尋問調書」108頁】

私は宗教に関しては全くの無関心ですから。

と述べている。そうであるのに、「陳述書」においては、創価学会に対する攻撃性を見せているのである。また、この「陳述書」が木皿弁護士によって作成されたということも留意すべき点である。いかに福田の「陳述書」とはいえ、第三者への名誉毀損内容が陳述されていることは、極めて意図的なものであると指摘せざるを得ない。

- (3) 証人福田の陳述書に見られる、渡邊への人格攻撃と創価学会への攻撃性は、裁判並びに Y 裁判における、大草や小川など日蓮正宗側の被告に共通してみられる特徴である。

## 7 証人福田と妙観講が「交渉」したことによって作出されたと思われる証拠

### (1)

- ① 証人福田は X 裁判において（平成11年7月15日実施）、妙観講講頭の大草と初めて会ったときの名刺交換について、以下のように証言している。

【乙ハ16「X 裁判証人福田尋問調書」83～84頁】

その九月ごろというのは、さっきちょっと出ました、妙観講本部の盗聴にかかわることで、現地にあなたが行かれたときに、大草氏とお会いしたと、そういう意味ですか。

はい。

それ以前にはお会いしたことありませんか。

いや、ちょっと覚えてません。

渡辺さんの準備書面では、それ以前にもお会いしているような形の文章が出てくるんですけど、そういうことはありませんか、あなた自身は。

僕はないと思います。

そうすると、この平成二年の九月ごろが初めてという。

はい。

このときに名刺を交換したということ言われてますが。

ええ、そのときに名刺を差し上げたと思います。

- ② X 裁判において大草は、平成12年11月13日、証人福田が明確に記憶を喚起している「名刺」を、証拠として提出した。

その証人福田の名刺(乙ホ39)には「2. 9. 27」とスタンプが押されていた。大草はこの件につき、次のように説明したのである。

【乙ホ20「X 裁判第15回口頭弁論大草本人尋問調書」7～8頁】

後に提出する乙口第九三号証を示す

これは帝国リサーチの福田氏の名刺ですね。

はい。

あなたが福田氏に最初に会ったときに受け取られた名刺なんですか。

はい、そうです。

左上に二、九、二七というゴム印のようなものが押してありますね。

はい。

このゴム印のようなものは、どなたがどういうふうにして押すのでしょうか。

私が受け取った名刺はすべて、当時の私の会社の秘書に渡しまして、秘書が分類上その名刺を受け取った日付をスタンプで押して、管理をしました。

平成二年九月二七日に初めて、この名刺を受け取られたというふうに読んでいいんですか。

はい。

- ③ 大草が平成2年9月27日にもらったとする証人福田の名刺には、「代表取締役」という肩書きが記されている。ところが、株帝国リサーチの登

記簿謄本の役員欄（乙ホ35の1）によれば、証人福田は平成2年3月10日に代表取締役を辞任しているのである。

つまり、大草が提出した証人福田の名刺は、平成2年3月10日以前のもののなのである。大草はその名刺を平成2年9月27日に証人福田と初めて会ってもらったものとするため、偽りの日付のスタンプを押して、書証の偽造を行ったことは明らかである。

そして証人福田は、「代表取締役」を退任して半年以上も経過しているこの日に、大草にその名刺を渡したと偽っているのであるから、大草がこの名刺を提出するにあたり、証人福田との間に細かな打ち合わせが行われたことは、疑いようがないのである。

- ④ ところで証人福田は、一連の電話盗聴の「依頼」をし、確認されるだけで1364万245円を支払ったという被告渡邊については、次のように述べている。

【乙ホ61「...Y 裁判証人福田尋問調書」33頁】

渡邊さんは妙親講でどういう立場にある人だというのを聞いたこともなかったんですか。

ありませんでした。

その職員かどうかも聞いたこともなかったんですか。

はい。

名刺ももらったこともないですか。

ありません。

証人福田は奇妙なことに、名刺のことだけはよく覚えているのである。

- (2)以上に摘示した①～④の事実経過からして、①で証人福田が名刺に言及し、②において、当時は被告の大草が名刺を書証として法廷に提出し、③においてその不自然さが確認されるのである。ところが④においては、証人福田は渡邊と名刺交換をしなかったと明言しているのである。

(3) 証人福田の証言のとおりであれば、証人福田が大草とのみ名刺交換をした事実を正確に覚えているということは、証人福田が名刺交換当時、大草が資金源であると思っていたことを示しているのである。

8 憐帝国リサーチの X 裁判への対応をみれば、電話盗聴の共謀者が浮かび上がる

(1) 憐帝国リサーチの X 裁判への対応は、極めて不可解なものがあったといえることができるのである。

先述したとおり、「勝ち鬨」や「地涌」の報道がなされた直後、日蓮正宗の準機関紙「慧妙」平成8年2月1日付に登場してインタビューに応え、その後、福田恵美子の名前で渡邊に抗議書面(乙ホ43)を送付しているのである。

(2) 「慧妙」で電話盗聴は事実無根であると証人福田はインタビューに応え、福田恵美子の書面では「民事、刑事両面で告訴し、損害賠償請求する用意のある」と言いながら、X が訴訟を起こした当初の第1回の口頭弁論(平成9年9月3日)、第2回の口頭弁論(同年11月19日)に、憐帝国リサーチは欠席している。それはそれぞれの口頭弁論調書に明らかに記されているところである。

(3) 憐帝国リサーチが X 裁判に対応してきたのは、第3回口頭弁論(平成10年1月21日)からで、代理人として木皿裕之弁護士が平成10年1月12日に選任され、対応をしてきたのである。

(4) X 裁判において被告にされた憐帝国リサーチは、この時にはすでに清算会社なのであり、対応しなくてもよいはずなのに、第3回目の口頭弁論から代理人を立てて出てくるという一連の対応の流れを見ると、証人福田が同裁判で証言したように、妙観講との継続される「交渉」過程で妥協点が見出されたから、証人として福田が裁判に出て対応するようになったと見るべきである。

(5) 小川は、宣徳寺電話盗聴について、自らの代理人の質問に答えて、以下の  
ように述べている。

【乙ホ17「X 裁判第18回口頭弁論小川本人尋問調書」2頁】

これはやはり創価学会が関連した盗聴事件ではないかというふうに思っておりました。

一連の電話盗聴の教唆をなした者でありながら、平然とこのようなことを述べる体質が、日蓮正宗側にはある。

(6) 本訴においては、電話盗聴についての一連の真実の報道が創価学会を中心とした共同不法行為であるとして、以下のよう述べている。

【平成16年11月27日付原告準備書面(4)2頁】

被告らは、被告創価学会を中心として極めて密接な関係を有するものたちであるが、日蓮正宗の信徒団体である原告妙観講及びその代表者である原告大草の名譽を毀損する意図のもと、以下に述べる通り反次共謀して、『勝ち岡』『地涌』『創価新報』『第三文明』『聖教新聞』『地涌選集』等の様々な媒体を用いて、原告らが盗聴行為を行ったとの虚偽報道を行ない、また不当訴訟を起こすなどして、以って原告らの名譽を著しく毀損したものである。

ここまで悪質な主張をするのであれば、本件訴訟の背景により深く立ち入りざるを得ない。

(7) X、Y 両裁判における麟帝国リサーチの代理人・木皿裕之弁護士は、そもそもどのような関係性の上から、麟帝国リサーチの代理人を務めたのであろうか。

① 大草らによる本件訴訟が電話盗聴の真犯人を隠すための濫訴であるからには、私としては本来であれば避けたい訴訟代理人の選定問題に言及せざるを得ない次第である。

それは平成8年2月15日に発売された『週刊新潮』平成8年2月22日号(乙ホ62)に掲載された「沈黙を破った北海道元婦人部幹部『私は池

田大作にレイプされた。」なる手記に端を発した、いわゆる「信平レイプ狂言訴訟」である。

この『週刊新潮』掲載の手記は、北海道の元創価学会幹部であった信平信子が、創価学会の池田名誉会長に3回にわたってレイプされた、という内容のものであった。

同年2月23日には、新宿のワシントンホテルにおいて信子の記者会見が行われた。内容は、『週刊新潮』に掲載された手記と同様、創価学会の池田名誉会長にレイプされたという荒唐無稽なものであった。

- ② これらの報道の元となった信子の手記が事実無根のデマ報道であったことは、信子とその夫・信平醇浩（以下「醇浩」と記す）が平成8年6月5日、不実の答をあげて池田名誉会長を被告として提訴した裁判の判決によっても明らかである。

この裁判は、信子の損害賠償請求訴訟と醇浩の慰謝料請求訴訟とに分離され、東京地裁において審理されたのであるが、醇浩の一番判決（平成12年5月30日言渡、乙ホ63）においては、強姦されたとする「ロアール」が当時存在しないこと、強姦後に池田氏と共に写真に写った被告が笑顔であること、強姦のときの信子の負傷の証拠として提出した診断書が、自転車との接触によるものとも思われることなどを指摘され、

【乙ホ63、205頁】

以上を総合すると、昭和五八年事件についての事実的根拠は極めて乏しいものといわざるを得ない。

との判断がなされた。

また、信子が強姦されたとする日時に強姦が行われなかった証拠が多々あること、池田名誉会長が24時間体制の警備のもとにあったこと、強姦によって受傷したとする信子の証言が、当時の写真によってくつがえされることなどから、

【乙ホ63、206頁】

以上を総合すると、平成三年事件についての事実的根拠は極めて乏しいものといわざるを得ない。

などとレイブの事実そのものが否定されたのである。そして事実がないのに訴えを起した悪質さについては、

【乙ホ63、214～215頁】

本件訴えは、その提起が原告の実体的権利の実現ないし紛争の解決を真摯に目的とするものではなく、被告に应诉の負担その他の不利益を被らせることを目的とし、かつ、原告の主張する権利が事実的根拠を欠き、権利保護の必要性が乏しいものであり、このことから、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反するものと認めざるを得ないのである。したがって、本件訴えは、訴権を濫用するものとして不適法なものというべきであり、このまま本件の審理を続けることは被告にとって酷であるばかりでなく、かえって原告の不適当な企てに裁判所が加担することになりかねないから、この時点で本件訴訟審理を終了することが相当である。

と「訴権の濫用」が認定されたものである。東京高裁においても、

【乙ホ63、217頁】

当裁判所も、控訴人の本件訴えの提起は、訴権の濫用に当たり不適法であるから、本件訴えを却下すべきものと判断する。

と「訴権の濫用」を認める判決が、平成13年1月31日に言渡されたのである。

- ③ 妙観講がこの「狂言訴訟」に関与した事実は、信平裁判の一審の判決においても以下のように認定されたのである。

【乙ホ63、210～211頁】

創価学会を批判する勢力との関係

認定事実第三・二・4・(六)によれば、『週刊新潮』『自由の聲』に、信子の手

記が掲載されており、しかも、『慧妙』に右『週刊新潮』の信子の手記の予告記事が掲載されている。このことから、『慧妙』の編集担当者は、『週刊新潮』の信子の手記掲載をあらかじめ認識していたことをうかがうことができる。そして、乙六の一、二によれば、『自由の砦』は、創価学会脱会者等で構成される創価学会を批判する団体であることが認められ、『慧妙』の発行主体である日蓮正宗が創価学会と対立関係にあることは顕著な事実であるから、右二誌はいずれも、創価学会に対し批判的な団体の出版物とみることができる。右の各記事の掲載に関し、原告及び信子が、具体的にどの程度まで関与したのかは明らかではないが、少なくとも、原告及び信子に対する取材ができなければ記事を掲載することは不可能であるから、取材を受けるという限りで、それらの団体との間の一定の協力関係があることを推認することができるというべきである（なお、以上の点は、創価学会又は被告に対して批判すること及び批判的な内容の報道をすることの是非・善悪を問題にしているものでないことはいうまでもない。あくまでも、本件提訴に至る経緯の中にみられる信子の手記発表に関わる客観的事実として述べているものであることを、念のため付言しておく。）。

上記判決文中の「慧妙」とは、阿部日願の発刊の辞にあるとおり（乙ホ52）、妙観講における新聞「妙観」が平成5年1月に甲信布教区僧俗による新聞「広布」等の路線を発展的に継承した機関紙であり、妙観講の指導教師である小川が監修し講頭の大草や副講頭の佐藤が編集に携わっている日蓮正宗の準機関紙である。この「慧妙」平成8年2月16日付が、

【乙ホ62】

緊急予告 ついに発覚!! 池田大作の壊滅的悪行 近く報道を開始の予定!  
乞うご期待 ★本紙が発行される頃には、事件の一端が世間にも報じられ、池田大作の目を痛ませ始めていることでしょう★

という、『週刊新潮』の信平手記の予告記事を掲載した事実を判決では重く 見ているのである。

また同じく判決文で取り上げられた「自由の砦」とは、妙観講員の訴外佐貫修一が主体的に関わる「創価学会による被害者の会」（訴外佐貫修一は平成11年5月から同会の事務局長に就任している）が発行する新聞である。この「自由の砦」2月23日号（乙ホ66）が、『週刊新潮』とほぼ同内容の信平手記を掲載した事実も、判決では重要視しているのである。

- ④ この「訴権の濫用」が認定された訴訟の提起を前にして、平成8年2月2日、原告妙観講副講頭の佐藤せい子および佐貫修一は、『週刊新潮』の門脇記者と共に信平醇浩・信子夫妻と接触し、打ち合わせを行ったのである。

この打ち合わせの内容は、当事者たちによって録音されており、それを入手した元読売新聞社編集委員・山本栄一氏が、同氏著『言論のテロリズム』（平成13年11月28日 鳳書院発行 乙ホ64）の中で公けにし、その卑劣を糾弾している。それでは同書より、平成8年2月2日の会話内容の一部を抜粋して記載する。

【乙ホ64、153、154頁】

醇浩 おたくさんにも弁護士さんはいるんだ？

門脇 ええ、いますよ。僕自身が創価学会と今、（裁判を）やっていますから。

醇浩 ああ、そうかい。そうすると、結局、すぐ話は通るわけだな。

門脇 そうです、そうです。ただ、例えば（新潮社が信平の弁護をすることになると）ほら、新潮社の顧問弁護士ってことになっちゃうから、これは避けなくてははいけませんよね。

醇浩 それ、いらない！

佐藤 それは、それで、相談する弁護士いますからね。

醇浩 うんうん。だから、なにも、どうのこうのって言うんじゃない、要は、私はね、池田を告訴さえしてくれればいいんだ。

門脇 うん。

醇浩 こういう訴訟を起こしてくれれば、後はね、池田はね、裁判していかない。

やめますから。

この会話の中で注目すべきことは、門脇が信子の訴訟において「新潮社の弁護士をつけるのはまずい」旨発言した後に、妙観講副講頭の佐藤が、「それは、それで、相談する弁護士いますからね」と発言し、当初、醇浩は新潮社側に弁護士の紹介を頼もうとしていたところ、妙観講副講頭の佐藤に誘導され、弁護士の依頼は妙観講側で手配をしてくれるものと察知していることが示されている。

- ⑤ そしてこの信平夫婦、門脇、佐藤、佐貫の打ち合わせの後、信平の狂言をもとにして、以下のような反創価学会キャンペーンが展開されたのである。

2月15日 『週刊新潮』2月22日号に信平手記掲載

2月22日 『週刊新潮』2月29日号に信平手記第2弾掲載

2月23日 新宿ワシントンホテルで信平信子の記者会見

2月29日 『週刊新潮』3月7日号に信平手記第3弾掲載

6月5日 信平信子、醇浩夫妻が池田名誉会長を相手に慰謝料等請求訴訟を東京地裁に提訴

ちなみに信子の平成8年2月23日の記者会見の会場を予約したのは、この打ち合わせにも参加していた妙観講員の訴外佐貫修一の関係者である(乙ホ64、164頁)。

- ⑥ 濫訴と認定された信平醇浩を原告とする訴訟代理人は平成8年2月2日の信平夫婦、門脇、佐藤、佐貫の打ち合わせの経過からして、妙観講側が手配したものと考えるのが至当である。ところが信平醇浩は平成11年10月4日、当初ついていた5名の代理人を解任する。同日、新たに代理人として選任されたのは瀬川健二、同月18日に代理人として2人目の弁護士が選任された。2人目の弁護士の名は木里裕之であった。

- ⑦ X 裁判を見てみると、原告 X は平成9年6月20日に東京地裁に提訴をした。これに対して被告の株式会社リサーチは第1回、第2回の弁論期日にまったく反応せず、第3回の弁論期日に代理人として木皿裕之弁護士が登場した。株式会社リサーチが木皿裕之を代理人として選任したのは、平成10年1月12日である。以降、株式会社リサーチ代理人は X 裁判のみならず Y 裁判においても木皿裕之弁護士が務めている。
- ⑧ 濫訴と認定された信平の代理人の当初の5名の弁護士が妙親講側の手配によるものであると、平成8年2月2日の信平夫婦、門脇、佐藤、佐賀の打ち合わせの経過から述べることができると⑤において指摘したが、この株式会社リサーチの代理人が濫訴を認定された信平醇浩の新たな代理人として登場したことは、株式会社リサーチと妙親講が通底している証拠以外のなにものでもない。
- ⑨ 以下、参考までに東京地裁において濫訴と認定された信平醇浩を原告とする訴訟代理人を、判決文冒頭において確認しておきたい。

【乙ホ63、184頁】

原告	信平醇浩
右訴訟代理人弁護士	
	瀬川健二
同	木皿裕之

東京高裁の判決文の冒頭にも、

【乙ホ63、216頁】

控訴人	信平醇浩
右訴訟代理人弁護士	
	瀬川健二
同	木皿裕之
同	長谷川 純

と書かれているのである。

- ⑩ 注目されるのはこの高裁判決ののちの妙観講の対応である。まず妙観講員の佐賀修一が事務局長を務める「創価学会被害者の会」が発行する「自由の聲」（平成13年2月10日付，乙ホ68）が信平夫婦の同年1月31日付の不当判決だとする「声明文」を掲載する。
- ⑪ 最高裁は平成13年6月26日，高裁判決を支持し信平側の上告を棄却した。ところがそれにもかかわらず，日蓮正宗の準機関紙「慧妙」（平成13年8月1日付，乙ホ40）で，同年7月29日投開票の参議院選挙に立候補した「新党・自由と希望」の副代表・庄野寿候補（創価学会を脱会し，「創価学会被害者の会」の推薦支援決定を受けている者，乙ホ69）の応援に信平信子が街頭で演説している写真を掲載し，信平信子を評して「巨大組織を相手になにがあろうと一步も退かない」と讚する記述をなした。なお，この街頭演説は，庄野，信平ともども選挙最終日に創価学会本部のある新宿区信濃町で行われたものである。
- ⑫ 信平信子の夫薛浩が訴えた訴訟は訴権の濫用であると最高裁で判決された。その後においても，信平信子を「慧妙」の紙上に登場させたことは，信平夫婦の不当な訴訟行為やデマ手記の「週刊新潮」への連載行為などと，日蓮正宗とりわけ妙観講との関係がいかに強いかということを示唆してあまりある。

## 9 渡邊に対する日蓮正宗の信徒除名処分の過程をみれば、日蓮正宗が一連の電話盗聴を了知していることがうかがえる

- (1) さて、妙観講の元教学部長である渡邊が、日蓮正宗から信徒除名処分になったのは、平成13年7月19日のことであった（乙ホ59）。

小川から渡邊に宛てて出された「通告書」（同）には、その信徒除名処分の理由について、以下のように書かれている。

【乙ホ59「通告書」】

貴殿の弁疏の趣旨は、自らが宣徳寺に対する盗聴行為を行った事について、全面的に認めてはいるものの、その余は虚偽の事実を終始するものであり、その弁疏は理由がないものと判断する。

よって、本宗宗規第二二八条及び二二九条（現行）に基づき、貴殿を信徒除名処分に付し、本通告に及ぶものである。

渡邊に対する日蓮正宗からの信徒除名処分の理由は、日蓮正宗の末寺である宣徳寺への電話盗聴への関与である。

(2) 大草は渡邊が日蓮正宗から信徒除名処分を受けたことについて、Y 裁判において以下のように供述している。

【乙ホ60「Y 裁判第10回口頭弁論大草本人尋問調書」69頁～71頁】

甲第33号証を示す

小川さんが平成13年5月1日付けで、渡邊さんに出した通知書ですよ。これは御存じですか。

信徒除名処分の通知書ですね。

御存じですか。

はい。

この理由は、渡邊さんが宣徳寺を盗聴したということをお川さんが認定して、このような処分になったわけですよ。

ええ。

小川さんは、渡邊さんが盗聴したというふうに認定したということですよ。

この時点ではね。5年たってますからね。

小川さんは、帝国リサーチと一緒に渡邊さんが宣徳寺を盗聴したかどうかについては、何と言ったか聞いてますか。

いいえ。

渡邊さんは単独で宣徳寺を盗聴したという認識だったんですかね。

いや、それは分かりません。ただ渡邊がやったというふうに本人が言っ

ていて、しかもそのテープがばらまかれているという事実から、それは  
じゃ、事実として認めて、渡邊は除名だということになったということ  
ですね。

渡邊さんは帝国リサーチと一緒にやったと、こう言ってるんで、その点について  
は何も判断は示してないんですか。

帝国リサーチ側はそれは否定していて、両者の意見が対立してますから、  
私共はそこまで踏み込んで判断はしないということです。

この宣徳寺の盗聴の件が発覚した時期は、平成8年1月ころですよ。こういっ  
た事実が報道された時期は。

はい、騒がれた時期はですね。

先程、示しました福田社長のインタビュー記事もこのころのものですね。

はい、そうですね。

それから何年もたって、平成13年に信徒除名にしたというのは、何か理由があ  
ったんですか。

それは私に聞かれても・・・。

あなたは分かりませんか。

うすうす伺ってるところでは、1つはこの訴訟が起きたので、この裁判  
の途中で渡邊に圧力をかけたというふうに見えるのは困るから、裁判  
のある程度、決着がつくまで待とうと。渡邊の証言が終わるまで待とう  
ということ、処分をしなかったと。留保しておいたというふうには聞  
いてましたけど。

(3) この大草の証言からは、裁判での判決とは無関係に、渡邊の日蓮正宗から  
の信徒除名処分がすでに決まっておき、その処分のタイミングだけを日蓮正  
宗内で相談していた事実を読み取ることができるのである。

日蓮正宗宗務院の五部長の一人である渉外部長・秋元広学が住職を務める  
宣徳寺が電話盗聴されたのであるから、本来ならば、徹底した内部調査が日

蓮正宗において行われなければならないであろう。

ところが、そのような内部調査が行われもせず、渡邊からの事情聴取もな  
いまま、X 裁判の一審判決（平成13年12月20日言渡し）すらも待たずし  
て、同13年5月1日に小川より渡邊を信徒除名処分に付する旨を伝える  
「通知書」が渡邊宛に送付されたのである。この書面では該当事実として以  
下のように記されている。

【乙ホ57】

貴殿は、日蓮正宗理境坊信徒であるが、日蓮正宗寺院たる宣徳寺（東京都世田  
谷区駒澤二丁目四九番地三号、所在）の電話を盗聴し、その電話の内容を録音し  
たテープを、平成七年末から八年頃にかけて全国へ配布し、もって本宗僧侶たる  
秋元広学に対し横暴の言動を為し、侮辱し、かつ、その布教を妨害したものであ  
る。

そして「通知書」は、

この際、信仰の筋目の上から、その非違を正さなければ、本宗伝統の清浄な宗  
風が汚され宗祖日蓮大聖人の御遺命たる広宣流布の進展が著しく妨げられること  
になる。

右により、貴殿には信徒除名処分が相当、と判断したものである。

と渡邊に処分を通知している。

- (4) これに対し渡邊は平成13年5月13日付で「御通知」なる文書（乙ホ58）  
を小川宛に送付し、処分は不服であるとして、次のように訴えたのである。

【乙ホ58】

貴殿送付の文書について、宣徳寺の盗聴事件の事実の記載がありますが、かか  
る盗聴は貴殿や大草氏の指示に従い学会から日蓮正宗を護持するために行なった  
ことです。私が除名される理由にはなりません。

また、貴殿主張のような事実、すなわち電話の内容を録音したテープを全国に  
配布した事実はありません。また私は、秋元広学住職に対して、横暴の言動を為

した事実はありませんし、侮辱したこともありません。また布教を妨害した事実もありません。

- (5) この渡邊の弁解に対し、理境坊住職である小川は、内部調査を行うこともなく、同年7月13日付で「通告書」を送付して渡邊の信徒除名処分を決定したのである。

【乙ホ59】

虚偽の事実に終始するものであり、その弁解は理由がないものと判断する。

渡邊に電話盗聴を指示していながら、妙観講指導教師の理境坊住職・小川只道は、渡邊を一方向的に信徒除名処分にしたのである。自らが電話盗聴の命令者なのであるから、内部調査ができるはずもない。すなわち出家の権威をもって信者を使い捨てにする非情さを、そこに認めることができる。

- 10 自らの講中より、高僧に対する電話盗聴犯を出しながら、日蓮正宗において「大講頭」に叙せられた大草と、妙観講の指導教師でありながら責任を問われなかった小川

- (1) 日蓮正宗の高僧の寺院を認証幹事という幹部信者が電話盗聴したのであるから、通常であるならば、平成3年当時、渡邊が所属していた妙観講の指導教師である小川に対して処分が下されて当然であり、また渡邊の所属する妙観講の講頭である大草も処分されるべきであり、もしくは引責辞任をして当然のところである。

- (2) ところが渡邊を処分した後の2年半後、平成16年1月1日をもって、妙観講講頭の大草は日蓮正宗管長・阿部日願より任命されて、日蓮正宗法華講の大講頭になった(乙ホ67)。大講頭とは、日蓮正宗の信者としては、総講頭1名に次ぐ2番目の地位であり、全員で6名しかいない。

大草は日蓮正宗管長・阿部日願より、その信仰活動を最大限に評価され、現日蓮正宗において、信徒のナンバー2の立場である「大講頭」に任命されているのである。

- (3) なお、Y 裁判が最高裁での審理を終了したのは、平成16年4月8日。  
この Y に対する電話盗聴事件もまた、渡邊が妙観講の幹部である時期に行ったものとして、最高裁において確定したのである。
- (4) これらの推移は、まさしく一連の電話盗聴事件と日蓮正宗首脳との関与をうかがわせるに十分なものである。もっとはっきりと指摘すれば、日蓮正宗首脳にまで及ぶ既遂未遂を含む一連の電話盗聴事件が裁判において無事隠蔽されたこと、そしてこれら一連の電話盗聴行為をもって日蓮正宗を護ったことも、大草が日蓮正宗管長阿部日顕により評価された一因であると言わざるを得ない。
- (5) いずれにしても、大講頭に就任した者たちは、皆、高齢の者たちである。その中で、平成16年当時49歳の大草が大講頭の座に列していることは注目に値する事実と言える。